

手と手と手

～子どもを支えるみんなの手～

2024年 第5号

お互いを尊重する気持ちを育てていく ～子どもの権利の日～

11月20日は「**かわさき子どもの権利の日**」です。毎年この時期は、学校や地域で様々な取り組みが行われます。この「子どもの権利」とはいったいどのようなことなのでしょう？

川崎市では、「**川崎市子どもの権利に関する条例**」という条例があります。1989年11月20日国連総会において、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されました。196の国や地域がこの条約を守ることを約束しました。川崎市では全国に先駆け、2001年に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定しました。この「子どもの権利に関する条例」は、子どもが一人ひとりの人間として大切にされ、守られながら自分らしく生きられるように作られた、市と市民の約束です。

7つの権利

人間として大切な権利

- ①安心して生きる権利
- ②ありのままの自分である権利
- ③自分を守り、守られる権利
- ④自分を豊かにし、力づけられる権利
- ⑤自分で決める権利
- ⑥参加する権利
- ⑦個別の必要に応じて支援を受ける権利

この前文には、**子どもの権利は一人ひとりが自分らしく生きていくために大切なことと明記されています。**

しかしそれは、自分の権利を主張するだけではありません。**自分と同じように他者の権利も尊重しお互いに認めていくことが必要**です。認め合うのは身近な人だけでなく、様々な違いがある人々や世界中の人々など多岐にわたります。子どもも大人と一緒に良い社会をつくっていく役割を担っています。

「自分も他の人も大切に」を子ども達も私達大人も意識する機会にしていきたいと思います。リーフレットなども職員室前に掲示しますので、ぜひご家庭でも話題にしてみてください。

コーディネーターのひとコマ

9月の個人面談の際には、コーディネーター面談を希望された保護者の方々と教育相談を行いました。心配なこと、相談したいことなど、直接お会いしてお話することができたのはよかったですと感じています。短い時間だったので十分なお話しできなかった点もあるかと思います。面談期間以外でも相談は受け付けていますので、声をかけていただけたらと思います。



☆11・12月の巡回カウンセラー

11月15日(金) 終日 11月29日(金) 終日
12月10日(火) 終日

巡回カウンセラー、コーディネーター面談のご希望は…

支援教育コーディネーター 柳田まで

044-288-3167